

平成29年3月28日

お知らせ

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)に基づき、下記のとおり産業廃棄物処理業者に対する行政処分を行いましたのでお知らせします。

記

- 1 被処分業者(産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業)
大分県杵築市山香町大字下644番地1
有限会社M&Mコーポレーション
代表取締役 桑田 優一
- 2 処分日
平成29年3月23日
- 3 行政処分の内容
産業廃棄物収集運搬業許可の取消しと産業廃棄物処分業許可の取消し
- 4 行政処分の理由
上記処分業者は、平成29年3月1日に大分地方裁判所杵築支部から破産手続開始決定を受けた。
このことは法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号イに該当し、法第14条の3の2第1項第4号に規定する産業廃棄物収集運搬業許可の取消し事由に該当するとともに、法第14条第10項第2号で規定する法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号イに該当し、法第14条の3の2第1項第4号に規定する産業廃棄物処分業許可の取消し事由に該当するため。

[問い合わせ先]

生活環境部廃棄物対策課

産業廃棄物監視指導班

担当 : 主幹 笠木 文明

電話番号 : 097-506-3134・3129